

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年4月7日

【会社名】 株式会社アイロムグループ

【英訳名】 I'rom Group Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森 豊隆

【本店の所在の場所】 東京都千代田区富士見二丁目10番2号

【電話番号】 03(3264)3148(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 財務経理本部担当 犬飼 広明

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区富士見二丁目10番2号

【電話番号】 03(3264)3148(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 財務経理本部担当 犬飼 広明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年3月31日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社エシック（以下「エシック」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で、エシックとの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

2【報告内容】

(1) 本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社エシック
本店の所在地	東京都千代田区一番町18番地
代表者の氏名	代表取締役 山内 士具
資本金の額	215百万円（平成28年3月31日現在）
純資産の額	96百万円（平成28年3月31日現在）
総資産の額	3,667百万円（平成28年3月31日現在）
事業の内容	治験施設支援業務（治験の実施に係る実施医療機関からの事務的な業務の受託又は代行）

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位：百万円)

決算期	平成26年11月期	平成27年3月期（注）	平成28年3月期
売上高	2,081	623	1,620
営業利益又は 営業損失（ ）	82	51	271
経常利益又は 経常損失（ ）	90	50	307
当期純利益又は 当期純損失（ ）	71	50	311

(注) 平成27年3月期は、決算期変更による変則決算（4ヶ月）です。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成28年12月31日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（%）
(有)ベルク・ホールディングス	48.74
山内 泰具	25.37
山内 士具	12.00
その他株主39名（注）	13.89

(注) その他株主39名の氏名又は名称については公表を控えさせていただきます。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(2) 本株式交換の目的

当社は、1997年の創業以来、SMO（Site Management Organization）事業（以下、「SMO事業」といいます。）において、CRC（治験コーディネーター）及び治験事務局の品質の向上やプロジェクト管理体制の充実に努め、第 相から第 相にいたる臨床試験（治験）の実施に係る支援業務を包括的に提供しております。また、現在

はSMO事業の一層の事業拡大の一環として、アジア・オセアニア地域戦略を展開するとともに、日本国内における治験ネットワークの強化を推し進めており、国内外の提携先である現地企業と事業展開等を行うことで、医薬品開発の促進やグローバル標準化への対応強化を図っております。

現在、当社グループは、東京、札幌、仙台、名古屋、大阪及び福岡に拠点を設置し、各地域における提携医療機関を通じて臨床試験の総合的支援を実施しております。エシックは、関東から関西までのエリアでSMO事業を展開し、独自の提携医療機関ネットワークを構築しており、同社との経営統合により、SMO事業におけるシェア拡大及び更なる治験ネットワークの強化ならびに収益力の向上を図るため、エシックを完全子会社化とすることいたしました。

(3) 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容およびその他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、エシックを株式交換完全子会社とする株式交換となります。

本株式交換は、当社については、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、またエシックについては、平成29年4月19日開催予定のエシック臨時株主総会において、本株式交換契約の承認を受けた上で、平成29年6月1日を効力発生日として行う予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がエシックの発行済株式の全部を取得する時点の直前時のエシック株主に対して、その保有するエシックの株式に代えて、当社の株式70,000株を交付します。当社は、上記のエシックの株主に対して、その保有するエシック株式1株につき当社の株式10株の割合をもって、上記の当社株式を割り当てます。

その他の本株式交換契約の内容

当社およびエシックが、平成29年3月31日に締結した株式交換契約の内容は次のとおりであります。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に規定する条件に従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条（商号及び住所）

株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は次の通りである。

（株式交換完全親会社）

商号：株式会社アイロムグループ

住所：東京都千代田区富士見二丁目10番2号

（株式交換完全子会社）

商号：株式会社エシック

住所：東京都千代田区一番町18番地

第3条（株式交換に際して発行する株式及び割当）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対し、その所有する乙の株式の合計数に10を乗じた数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対し、乙の株式に代わり、その所有する乙の株式1株につき、甲の株式10株の割合をもって割り当てる。なお、割り当てる甲の普通株式に、1株に満たない端数が生じた場合には、甲は、会社法第234条の規定により、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てる。）に相当する甲の普通株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該株主に交付する。

第4条（増加する資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条（本株式交換の承認のための株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、会社法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に関して、甲の株主総会の承認が必要となった場合には、甲及び乙が協議し、その合意により対応を決定するものとする。
2. 乙は、第6条に規定する本株式交換の効力発生日の前日までに、臨時株主総会を招集し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。但し、株式交換に係る手続の進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議し合意のうえ、これを変更することができる。

第6条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、平成29年6月1日とする。但し、株式交換に係る手続の進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議し合意のうえ、これを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後本株式交換の効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本株式交換の条件又はそれぞれの財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、相手方の事前の書面による合意がない限り、これを行わないものとする。

第8条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結日から本株式交換の効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙それぞれの資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、甲及び乙協議し合意のうえ本株式交換に係る条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第5条に規定する甲若しくは乙の株主総会における承認決議又は法令に規定する関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約書に規定する事項のほか、本契約に定めがない事項その他本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が、別途協議のうえ、合意によりこれを定める。

本契約締結の証として本契約書の正本2通を作成し、甲及び乙は、記名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成29年3月31日

(甲) 東京都千代田区富士見二丁目10番2号
株式会社アイロムグループ
代表取締役 森 豊隆

(乙) 東京都千代田区一番町18番地
株式会社エシック
代表取締役 山内 士具

(4) 本株式交換に係る割当の内容の算定根拠

割当ての内容の根拠及び理由

当社及びエシックは、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（代表取締役：能勢元 以下、「東京FA」といいます。）から提出を受けた株式交換比率の算定結果、ならびに両社の財務状況、業績動向等を参考に、両社間で交渉・協議を行った結果、下記 b.記載の株式交換比率が妥当であるとの判断により合意いたしました。なお、株式交換比率は、その前提となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間での協議のうえ変更することがあります。

算定に関する事項

a. 算定機関の名称ならびに当事会社との関係

本株式交換の株式交換比率につきましては、その公正性・妥当性を確保するため、当社は、当社ならびにエシックから独立した第三者機関である東京FAに依頼をいたしました。

なお、算定機関である東京FAは、当社ならびにエシックの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

b. 算定の概要

東京FAは、当社につきましては、当社の普通株式が株式会社東京証券取引所市場第1部に上場し、市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日を平成29年3月30日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間における市場終値の出来高加重平均）を採用いたしました。株価については、近時の値であるほうが、最近のトレンドを反映しやすいという利点がある一方、期間が短期であると、一時的な要因による株価変動の影響を受けるという問題があり、いずれの期間がベストであるとも判断できないため、これらの値の最小値～最大値を市場株価法による算定結果としております。一方、エシックにつきましては、未上場会社であることを勘案し、貸借対照表上の資産及び負債を基礎として時価に基づく含み損益を反映させた純資産価額によって株式価値を評価する手法となる修正簿価純資産法が、他の算定方法と比較して算定基準日における同社の株式価値を測定するのに有用と考え修正簿価純資産法を採用し算定を行っております。

なお、修正簿価純資産法においては、平成29年1月31日の簿価純資産を基礎とし、平成29年1月31日を算定基準日として算定を行っております。

当社の1株あたりの株式価値

採用手法	算定結果（円/株）
市場株価法	1,345～1,500

エシックの1株あたりの株式価値

採用手法	算定結果（円/株）
修正簿価純資産法	13,598

以上の結果に基づいた場合（当社につきましては、市場株価法、エシックにつきましては、修正簿価純資産法の算定手法を採用した場合）、当社の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果 （当社を1とする）
当社	エシック	
市場株価法	修正簿価純資産法	1 : 9.06～10.11

東京FAは、当社、エシック、両社より提供された情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用しております。それらの資料及び情報等が正確かつ完全なものであること、株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある未公開の事実がないことを前提としており、使用した資料及び情報の独自の評価、算定は行っておりません。

(5) 本株式交換後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アイロムグループ
本店の所在地	東京都千代田区富士見二丁目10番2号
代表者の氏名	代表取締役社長 森 豊隆
事業の内容	持株会社(SMO 事業、メディカルサポート事業、CRO 事業、先端医療事業を傘下に保有する。)
資本金の額	3,384百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。

以上